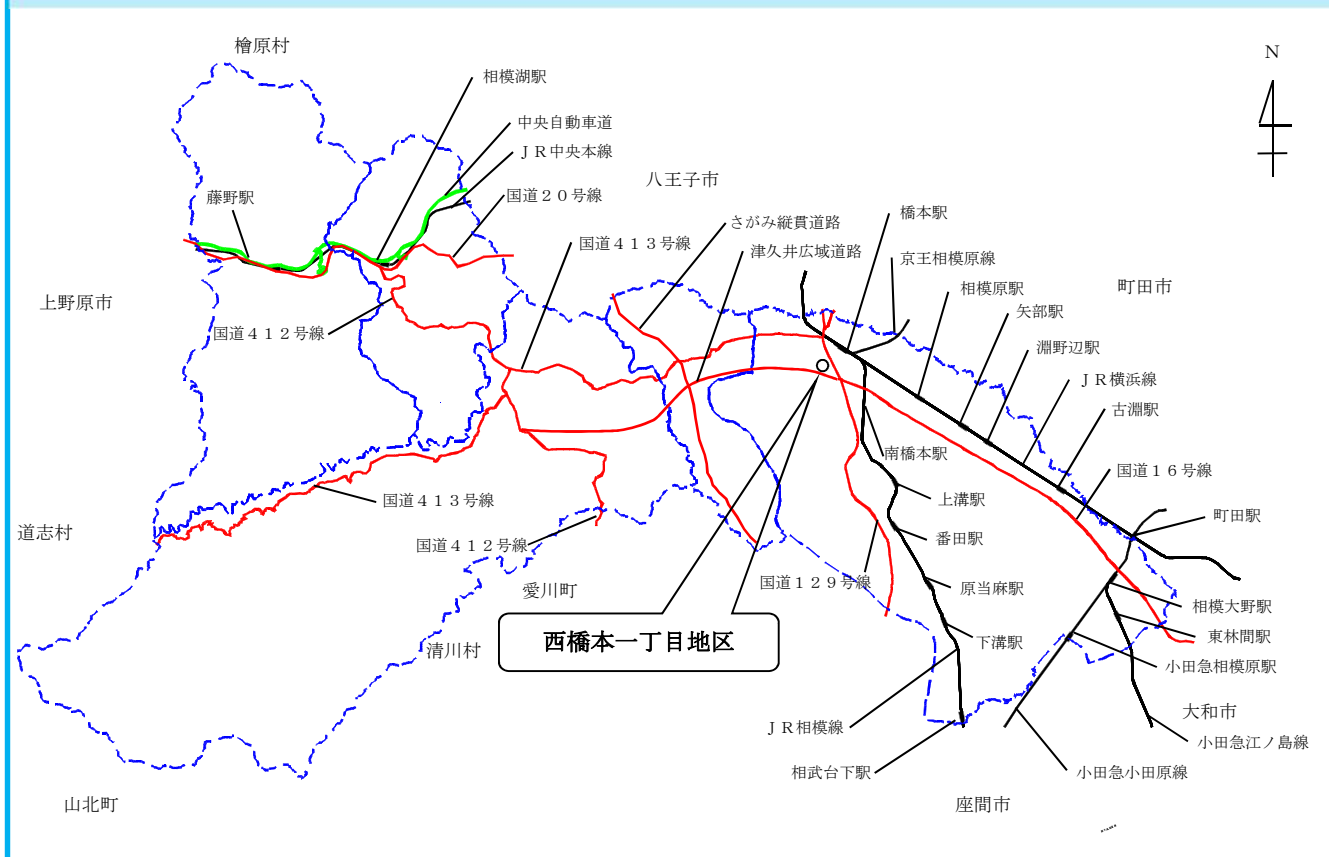


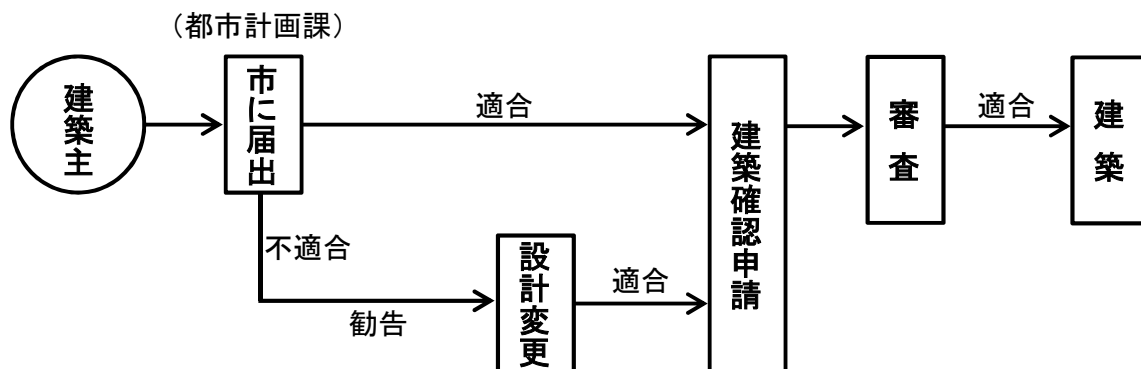
西橋本一丁目地区 地区計画の概要



地区計画が定められた地区では

建築物の建築などを行う際には、建築確認申請に先立ち、これらの計画について市に届出（着手する30日前まで）が必要となります。

○ 地区内で建物を建てる時には、次のような手続きが必要です。



地区計画についてのお問い合わせは・・・相模原市 都市計画課
 相模原市中央区中央2-11-15 電話042-769-8247(直通) FAX042-754-8490
[Eメール toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp)

発行：相模原市

地区計画とまちづくり


西橋本一丁目地区は、JR横浜線及び相模線並びに京王相模原線橋本駅の南約1キロメートルに位置し、都市計画道路3・4・8号橋本上溝線及び都市計画道路3・4・19号橋本相原線の沿道で住環境と操業環境の調和が図られている地区です。このため、建築物等の計画的な誘導を図り、市街地環境を維持・保全することを目標とした地区計画が定められています。

このような地区計画の趣旨をご理解いただき、まちづくりへのご協力をお願いいたします。


▼西橋本一丁目地区 地区計画 計画図



●地区の概要

 地区計画区域(工業地域 200/60)

●壁面の位置の制限

 道路境界線及び隣地境界線から0.5m以上

地区計画概要

建築物の用途の制限

●建築基準法によって工業地域内に建築することができる建築物のうち、以下の建築物は、地区計画によって建てることはできません。（括弧書きの数字は、地区整備計画の番号と対応しています。）

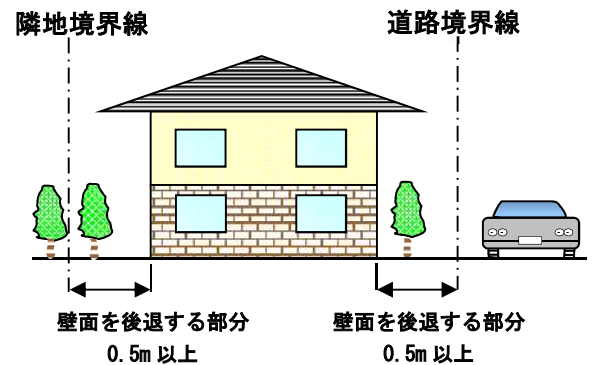
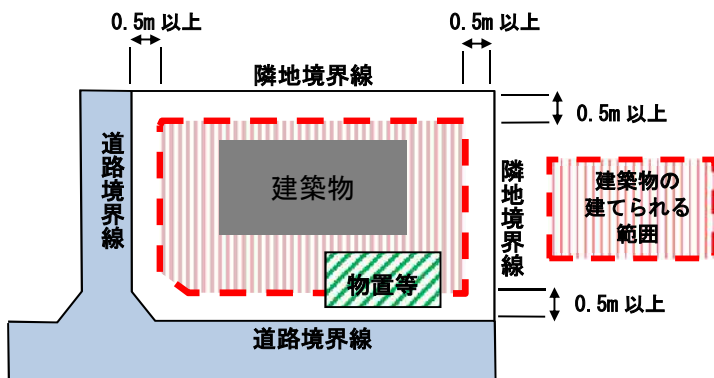
- ・(1) マッチや可燃性ガスなどの製造を行う、危険性の大きい工場
- ・(2) 火薬・爆薬、可燃性ガス、ガソリンなどの危険物を無制限に貯蔵・処理することが可能な施設
- ・(3) 火葬場、と畜場
- ・(4) 最終処分場などの、廃棄物を再生・処分する施設
- ・(5) (6) (7) ボーリング場、カラオケボックス、ぱちんこ屋などの遊戯施設
- ・(8) 展示場（大規模多目的ホール）
- ・(9) 畜舎（床面積15㎡を超えるもの）
- ・(10) 神社、寺院、教会
- ・(11) (12) 遺体の保管・保存・修復作業を行う施設（いわゆる遺体安置所）
- ・(13) ペットの死体を焼却する施設や焼骨を収蔵する施設
- ・(14) 墓地の管理事務所
- ・(15) 納骨堂

壁面の位置の制限

●建築物の壁や柱の面は、道路境界線及び隣地境界線から0.5m以上後退します。

【適用除外（後退部分に建築可能なもの）】

物置、車庫その他これらに類する用途に供する建築物で高さが3m以下で、かつ、軒の高さが2.3m以下のもの



西橋本一丁目地区 地区計画 決定事項

(令和2年12月25日決定)

名 称	西橋本一丁目地区地区計画	
位 置	相模原市緑区西橋本一丁目及び橋本台二丁目地内	
面 積	約3.3ha	
地区計画の 目 標	<p>本地区は、JR横浜線及び相模線並びに京王相模原線橋本駅の南約1キロメートルに位置し、都市計画道路3・4・8号橋本上溝線及び都市計画道路3・4・19号橋本相原線の沿道で住環境と操業環境の調和が図られている地区である。</p> <p>都市計画マスタープランにおいては、本地区を「良好な住環境や操業環境の確保に向け適切な土地利用を図る地区」と位置付けていることから、本地区計画により建築物等の計画的な誘導を図り、住環境と操業環境の調和が図られた市街地環境を維持・保全することを目標とする。</p>	
区域の 整備、 開発 及び 保全 の方 針	土 地 利 用 の 方 針	本地区は、住環境と操業環境の調和を図るため、住宅及び住環境と調和する産業系施設を中心とした土地利用を図る。
	建 築 物 等 の 整 備 方 針	土地利用の方針の実現に向け、建築物等の用途、壁面の位置について制限する。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(る)項第1号に掲げる事業を営む工場</p> <p>(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(る)項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>(3) 火葬場又はと畜場</p> <p>(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物(以下「廃棄物」という。)の再生、処分に供するもの(最終処分場以外のもので、当該建築物又はこれと同一の敷地に存する他の建築物から排出される廃棄物のみをその排出者が自らこれらの処理に供するものを除く。)</p> <p>(5) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>(6) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(8) 展示場、遊技場</p> <p>(9) 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの</p> <p>(10) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(11) 倉庫(業として専ら遺体を保管するための施設に限る。ただし、葬祭場等に付属するものは除く。)</p> <p>(12) 工場(業として専ら薬剤を使用した遺体の保存、修復等の作業を行う施設に限る。ただし、葬祭場等に付属するものは除く。)</p> <p>(13) ペット霊園(相模原市ペット霊園の設置等に伴う生活環境の保全に関する条例(平成21年相模原市条例第28号)第2条第2号に規定する施設をいう。)</p> <p>(14) 墓地の管理事務所(相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成14年相模原市条例第49号)第11条に規定する墓地の構造設備基準で設けることとされている管理事務所をいう。)</p> <p>(15) 納骨堂(墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第6項に規定する施設をいう。)</p>
		壁面の位置の制限	<p>建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上としなければならない。</p> <p>ただし、物置、車庫その他これらに類する用途に供する建築物で、高さが3メートル以下で、かつ、軒の高さが2.3メートル以下のものについては、この限りでない。</p>

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」